

通知を受けた争議行為の実施内容をお知らせします

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、大分県医療・福祉労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

1 争議行為の開始日

令和6年3月13日以降

2 争議行為の場所

上記組合の組合員が従事する以下の職場

- ・大分健生病院内（大分市古ヶ鶴1丁目1番15号）
- ・宇佐病院内（宇佐市大字南宇佐1655番地）
- ・山本病院内（別府市光町14番3号）

3 要求事項

勤務労働条件の改善など

令和6年2月27日

大分県知事 佐藤 樹一郎